

四国中央市民の市政参画

1. 審議会等委員として

- 自治基本条例（平成19年7月1日施行）

（審議会等への参画）

第25条 市は審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の構成員に公募による市民を含めるよう努めます。

2 市は、審議会等の会議の内容を公開し、必要に応じて、公聴の場を提供するよう努めます。

- 審議会等の運営に関する指針（平成20年7月1日施行）

① 指針における審議会等の範囲

（地方自治法第138条の4第3項に規定されている市の附属機関として、法律または条例の規定により設置されている審査会、審議会、調査会等と、要綱等で設置されている懇談会的な性格の附属機関に準じた機関も含めています。）

② 指針に規定されている主な内容

(1) 公募委員の積極的な選任

・公募委員は、10人未満の審議会等は1人以上、10人以上は2人以上選任。

(2) 会議の原則公開

・ホームページ等による会議開催の事前周知と会議録の公開。
・傍聴席の設置。

(3) 委員構成等

・任期が連続して3期を超えないこと。
・同一の委員が同時に4を越える審議会等に属さないこと。
・男女比率の均衡を図ること。

※ 資料2：審議会等一覧表

2. タウンコメントによる意見提出

- 自治基本条例

（タウンコメント）

第26条 市は、市民及び市政に係る重要な事項について広く意見を募り（タウンコメントといいます。）その意見を市政に反映するよう努めます。

- タウンコメント手続条例（平成20年7月1日施行）

市の基本的な政策等の策定に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く意見や情報を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続について定められた、自治基本条例の個別条例です。

※ 資料3：タウンコメント実施状況一覧表

3. 住民投票制度

●自治基本条例

(住民投票)

第27条 市民、議員及び市長は、市政に係る重要な事項について市民の意思を確認するため住民投票を請求又は発議することができます。

2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。

●住民投票条例（平成21年7月1日施行）

四国中央市では、市が直面する様々な行政課題のうち、市政に係る重要な事項については、市民や議会の請求又は市長の発議によって、一定の要件を備えていれば議会の議決を経ることなく、必ず実施する「常設型」の住民投票制度を採用しており、住民投票実施の求めがあった場合に迅速な対応ができるよう、あらかじめルールを定めたのが住民投票条例です。

① 住民投票制度の主な内容

(1) 投票資格

- ・満18歳以上の者(資格者名簿作成日の同一年度内に満18歳に達する者を含む。)
- ・日本国籍を有し、当市の住民基本台帳に引き続き3月以上記録されている者。

(2) 請求要件

- ・住民請求…投票資格者の5分の1以上の署名。
- ・議会請求…議員の12分の1以上で提案後、過半数にて賛成可決。

(3) 投票形式

- ・二者択一による。

(4) 成立要件

- ・なし(投票率に関わりなく成立)

② 住民投票の結果の尊重

住民投票が実施された場合の結果に法的拘束力は無いものの、自治基本条例第27条第2項においては「結果を尊重します」と規定されており、単に投票結果を参考にするにとどまらず、結果を慎重に検討し、市民に対し十分かつ明確な説明責任を果たしたうえで、議会と市長が意思決定を行っていく必要があります。